

インターネット監視・先制サイバー攻撃法案に反対しよう

3・6院内集会 - 警察、自衛隊の先制サイバー攻撃への動員は問題だ -

2025年3月6日

角田富夫（共謀罪 NO！実行委員会）

I、違憲・違法のインターネット監視・先制サイバー攻撃法案

イ、「専守防衛」をかなぐり捨て、戦争する国への転換図る

ロ、警察、自衛隊の統合的運用で先制サイバー攻撃

ハ、警察の前面化の意味するもの

II、サイバー防御という前にやることのあるのでは

イ、政府の説明不十分

ロ、セキュリティ対策の強化

「個人情報保護法の三年ごとの見直し有識者検討会」でおきた驚くべき経団連の対応

III、警察、自衛隊の先制サイバー攻撃への動員は問題

1、警察官職務執行法、自衛隊法改正で先制サイバー攻撃への道開く

イ、警職法（資料参照）

警察活動の緊急事態的対応を示す。

第1条から第8条までである。第6条の2として「サイバー危害防止措置執行官による措置」を新設

ロ、警職法の「サイバー危害防止措置執行官による措置」が第6条の2として新設。

・警察庁長官が警察庁又は都道府県警察の警察官の中からその能力を有する者をサイバー危害防止措置執行官として指名第6条の2の1項

・同執行官は、サイバーセキュリティを害する電気通信、情報技術を用いた不正な行為による電気通信、若しくはその疑いのある電気通信、または電磁的記録を認め、放置した場合、人の生命、財産など危害が発生するおそれがあり、緊急の必要があるときは加害関係電気通信の送信元、若しくは送信先である電子計算機などの管理者、関係者に対し必要と認められる措置をとることを命じ、または自ら措置をとることができる（6条の2の2項）

・加害関係電子計算機が国内に設置されていると認める相当な理由がない場合は、警察庁の同執行官のみ前項の措置をとることができる。その場合、同執行官は、警察庁長官を通じ外務大臣に協議しなければならない。（6条の2の第3項）

・サイバー危害防止措置執行官は第2の措置をとるときは、あらかじめサイバー通信情報監理委員会の承認をえなければならない。

ただし、同監理委員会の承認をとる時間がないと認める特段の事由があるときはこの限りではない。（6条の2の4項）

・サイバー危害防止措置執行官は、本条の規定による措置の実行にあたっては、警察庁長

官等の指揮を受けなければならない。(6条の2の11項)

2、自衛隊法の改正

重要電子計算機に対する通信防護措置が新設される。(自衛隊法81条の3)

・内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為で、外国の者から、「特に高度に組織的かつ計画な行為と認められるものが行われた場合において、次の各号のいずれかにも該当ことにより、自衛隊が対処をおこなう特別の必要があると認めるときは」被害を防止するために「通信防護措置」をとることができる。

- ①特定重大が生ずる恐れが大きいと認めること
- ②被害防止のため自衛隊の有する特別な技術又は情報が不可欠であること
- ③国家公安委員会からの要請またはその同意があること

(第81条の3の1項)

・第一の規定で通信防護措置をとることを命じられた部隊等は警察庁又は都道府県警察と共同して同措置を実施する。

(81条の3の2項)

・内閣総理大臣は通信防護措置をとることを命じる場合には、あらかじめ防衛大臣と国家公安委員会との間で協議させ、次の事項を指定する。

- ①重要電子計算機
- ②通信防護措置に関する事項
- ③同措置の期間
- ④警察庁等との共同、連携に関する事項
- ⑤そのほか必要な事項

(第81条の3の4)

Ⅲ、警察の前面化

一昨年12月の安保三文書、先制的な敵基地攻撃能力が打ち出され、それと一体のものとして能動的サイバー防御。

有識者検討会では、当初能動的サイバー防御の実行部隊は自衛隊として議論されてきたが、途中から警察も並んで議論され、最終的に有識者会議の報告書では、警察が軸としてだされる

自衛隊が軸になり能動的サイバー攻撃をおこなうこととすると、「専守防衛」をかなぐり捨てることであり、敵基地攻撃能力と一体のものとして批判されることを恐れ、自衛隊を後景化し、警察が前面にでることが建前になったと思われる。

警察の能動的サイバーへの動員は、警察の国家警察への転換をはかるものである。

4、警職法改正で警察のサイバー攻撃を認めることはできるのか。

イ、警職法は、国内を対象としたものであり、外国を対象としたものではない。違憲の可能性が大きい

ロ、警職法の趣旨を逸脱するもの

以上です。